

通達甲（総. 企. 管）第1号
平成11年3月19日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例等の運用について

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和35年東京都条例第3号。以下「条例」という。）及び警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則（平成9年3月19日東京都公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）については、平成11年4月1日から次により運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

おって、警察参考人等に対する費用弁償に関する条例等の運用について（昭和45年3月23日通達甲（総. 企. 管）第3号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

条例及び規則の統一的な解釈を定め、警察参考人等に対する費用弁償に関する事務の適正な運用を図ろうとするものである。

第2 条例及び規則の解釈

1 警察参考人等の範囲（条例第2条、規則第2条関係）

- (1) 「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により出頭した被疑者以外の者」には、次に掲げる者は含まれない。ただし、次のウ及びエに掲げる者並びにカに掲げる者のうち検証の立会いを求められたものが、犯行を目撃した者又は規則第2条第1号エの（ア）から（チ）までに掲げる犯罪の被害者である場合は、この限りでない。
 - ア 自発的に出向いて来た者
 - イ 刑事訴訟法第218条又は第220条の規定によってする差押又は捜索について、同法第222条第1項の規定により準用する同法第114条又は第115条の規定により立会いを求められた者
 - ウ 刑事訴訟法第218条又は第220条の規定によってする検証について、同法第222条第1項の規定により準用する同法第114条又は第131条第2項の規定により立会いを求められた者
 - エ 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第104条第2項の規定により実況見分の立会いを求められた者
 - オ 犯罪捜査規範第110条第1項の規定により遺留物の領置の立会いを求められた者
 - カ 前イからオまでに掲げる者のほか、刑事訴訟法等の規定によらず、手続の公正を担保するために、差押、捜索、検証又は領置の立会いを求められた者
 - キ 刑事訴訟法第123条第1項の規定による還付若しくは同条第2項による仮還付又は同法第221条の規定による任意提出のためだけに出頭を求められた者
 - ク 刑事訴訟法第223条第1項の規定により鑑定、通訳又は翻訳を嘱託された者で出頭しないもの
 - ケ 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第2条第2項の規定により警察署、派出所又は駐在所に同行を求められた者
 - コ 協力者指紋、遺留指紋、微物等の採取又はその立会いのためだけに出頭を求められた者
- (2) 「出頭に係る犯罪との関係その他の事情から判断して、費用弁償を支給することが社会通念上適切でない」と認められる者」とは、例えば次に掲げる者をいう。
 - ア 被疑者若しくは被害者又は事件発生場所の管理者が法人、個人で事業を営むもの又は公的機関（以下「法人等」という。）である場合の当該法人等の職員及び同法人等と契約により勤務している者（警備員、保安員、搬入業者等を含む）並びにそれらの家族（支給することについてやむを得ないと認められる特別な理由

- がある者として、総務部長（企画課企画管理係経由）の承認を得たものを除く。）
- イ 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年及びその家族
 - ウ 犯罪の発生時まで被疑者又は被害者と行動を共にしていたと認められる被疑者又は被害者の同僚等で、犯罪の現場等から出頭したもの
 - エ 刑事訴訟法第223条第1項の規定により鑑定、通訳又は翻訳を嘱託され、かつ、出頭した者で、当該鑑定、通訳又は翻訳に対し委託契約に基づく委託料等が支給されるもの

- (3) 「その他事案の処理」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 14歳に満たない少年がした刑罰法令に触れる行為の調査
 - イ 少年の補導に伴う措置
 - ウ 行方不明者等の取扱いに関する調査
 - エ 行政上の交通事案の処理
 - オ 前アからエまでに掲げるもののほか、警察行政の目的を達成するために必要な事案の処理

2 費用弁償（条例第3条、規則第3条関係）

- (1) 「都から給料を受ける職にある者であつて、職務の関係で警察参考人等となつた場合」とは、出頭した時間が勤務時間内であるかどうかを問わず、次に掲げる場合をいう。

- ア 警視庁警察官以外の者が職務として現在担当している事務又はかつて担当していた事務に関する事項について、警察参考人等となつた場合
- イ 警視庁警察官が警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づく警察官の権限に属するすべての職務に関する事項について、警察参考人等となつた場合
- ウ 警視庁警察職員（以下「職員」という。）が職務の範囲外と認められる事項について、警察参考人等となつた場合であつて、次に掲げるとき。
 - (ア) 職員が所属する所属において警察参考人等となつたとき。
 - (イ) 職員の服務上当然に出頭すべき事情が認められる事項について、警察参考人等となつたとき。

- (2) 「出頭に要した時間」とは、警察参考人等が出頭のため自宅等を出発した時刻から自宅等に到着する予定時刻までをいう。ただし、「介助、付添い等のために出頭を求められた者」が取調べ等に立ち会わない場合は、出頭のために自宅等を出発した時刻から出頭を求められた場所に到着した時刻までの時間と、帰宅のために出頭を求められた場所を出発した時刻から自宅等に到着する予定時刻までの時間とを合計したものを「出頭に要した時間」とする。

第3 警察参考人等の認定者

警察参考人等の認定者（以下「認定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 1 警察署（島部警察署を除く。） 警察参考人等の出頭に係る事件等を主管する課（以下「主管課」という。）の課長。ただし、主管課の課長が不在の場合は主管課の課長代理、主管課の課長及び課長代理が不在の場合は本署当番責任者
- 2 島部警察署 次長。ただし、次長が不在の場合は、警察参考人等の出頭に係る事件等を主管する係の係長
- 3 警察署以外の所属 警察参考人等の出頭に係る事件等を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者（以下「担当課長代理等」という。）。ただし、担当課長代理等が不在の場合は、警察参考人等の出頭に係る事件等を主管する係の係長又はこれに相当する職にある者

第4 費用弁償の支給方法

1 警察参考人等の認定

- (1) 犯罪の捜査、事案の処理等を担当する者（以下「捜査等担当者」という。）は、取調べ等のために出頭を求めた者が出頭した場合は、速やかに認定者に報告するものとする。
- (2) 捜査等担当者は、出頭を求めた者の取調べ等が終了し、又は取調べ等のために出頭した者が退去を申し出た場合は、速やかに、認定者に報告し、取調べ等のために出頭した者が警察参考人等に該当するかどうかの認定を受けるものとする。

2 費用弁償の支給の告知等

- (1) 捜査等担当者は、前1の(2)により警察参考人等に該当する旨の認定を受けた場合は、警察参考人等に費用弁償が支給される旨を告知するとともに、費用弁償の受領

の意思の有無を確認するものとする。

- (2) 捜査等担当者は、前(1)の場合において、規則第3条第2項の規定により日当を支給しない警察参考人等（以下「年少者」という。）が費用弁償の全部又は一部を辞退したときは、当該年少者の保護者等の同意を得なければならない。

3 明細書の作成

捜査等担当者は、次により、別記様式の「費用弁償明細書兼領収書」（以下「明細書」という。）を警察参考人等ごとに作成し、会計事務担当者に提出するものとする。

- (1) 事件等の名称を簡潔に記入すること。
(2) 内訳を警察参考人等の申立てにより具体的に記入すること（警察参考人等が費用弁償の全部を辞退した場合を除く。）。
(3) 年少者以外の警察参考人等が費用弁償の全部又は一部を辞退した場合は、次によること。
ア 全部を辞退した場合は、警察参考人等に対し、備考欄にその旨、辞退した年月日、住所及び氏名の記入を求めること。
イ 一部を辞退した場合は、警察参考人等に対し、備考欄にその旨の記入を求めること。
(4) 年少者が費用弁償の全部又は一部を辞退した場合は、次によること。
ア 保護者等の出頭を求めている場合において、全部を辞退したときは、当該保護者等に対し、備考欄にその旨、辞退した年月日、住所、年少者との続柄及び氏名の記入を求めること。
イ 保護者等の出頭を求めている場合において、一部を辞退したときは、当該保護者等に対し、備考欄にその旨の記入を求めること。
ウ 保護者等の出頭を求めていない場合は、備考欄に、全部又は一部を辞退した旨及び辞退した年月日の記入を当該年少者に求めるとともに、同意を得た保護者等の住所、年少者との続柄及び氏名を記入した上、作成者を明らかにすること。
(5) 前記(3)に規定する警察参考人等又は前(4)に規定する保護者等若しくは年少者が記入することができない場合は、備考欄を代書して警察参考人等、保護者等又は年少者に記入事項の確認を求め、代書した旨を記入した上、作成者を明らかにすること。
(6) 金額欄に首標金額を記入して作成者欄に作成者を明らかにすること。
(7) 認定者に取調べ等が終了した旨又は警察参考人等が退去を申し出た旨を認定者に報告して認定者欄に確認を受けること。

4 費用弁償の支給

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第76条第1項の規定により資金の前渡を受けた者（以下「資金前渡受者」という。）は、次により費用弁償を支給させるものとする。

- (1) 会計事務担当者は、警察参考人等（年少者の場合において、当該年少者の保護者等の出頭を求めているときは、当該保護者等。(2)において同じ。）に明細書の記入事項の確認を求めること。
(2) 会計事務担当者は、警察参考人等に明細書の領収欄に住所及び氏名の記入等を求めた上、費用弁償を支給すること。この場合において、年少者の保護者等に記入を求めるときは、年少者との続柄の記入を併せて求めること。
(3) 会計事務担当者は、前(2)に規定する警察参考人等が記入することができない場合は、特記事項欄に費用弁償を支給した旨、支給日及び会計事務担当者の氏名の記入等を行うこと。
(4) 会計事務担当者は、保護者等の出頭を求めていない年少者に費用弁償を支給した場合は、速やかに当該年少者の保護者等に連絡すること。
(5) 次に掲げる者は、会計事務担当者が不在の場合は、前(1)から(4)までの規定に準じて費用弁償を支給すること。この場合においては、速やかに明細書を会計事務担当者に提出すること。
ア 警察署（島部警察署を除く。） 本署当番責任者
イ 島部警察署 次長。ただし、次長が不在の場合は警務係長
ウ 警察署以外の所属 当直主任
(6) 捜査等担当者は、警察参考人等に自所属以外の場所に出頭を求めた場合は、次によるほか、前記(1)から(4)までの規定に準じて費用弁償を支給すること。
ア 取調べ等のために出頭を求めた者が警察参考人等に該当するかどうかの事前の

認定を受けること。この場合において認定者は、出頭を求めた者が警察参考人等に該当する旨の事前の認定を行ったときは、資金前渡受者に費用弁償の支給が予定される金額の請求を行い、必要な指示を行った上で当該金額を捜査等担当者に交付すること。

イ 前記1及び3の(7)に規定する認定者に対する報告は、電話により行い、費用弁償の支給に関する指揮を受けること。

ウ 速やかに、認定者欄に認定者の確認を受け、明細書を会計事務担当者に提出すること。

(7) 会計事務担当者は、前記(2)の規定により費用弁償を支給し、又は前(5)若しくは(6)のウの規定により明細書の提出を受けた場合は、速やかに資金前渡受者に報告すること。

(8) 前(1)から(7)までの規定により難しい場合は、総務部長（企画課企画管理係経由）の指示を受けること。